

○財務省令第三十四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣 加藤 勝信

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令

（資産再評価法施行規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる省令の規定中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

一 資産再評価法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第三十七号）第三条第一号

二 酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第七条の五第三項第二号ロ

三 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）第一条第四項第一号

四 消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第六条の二第一項第一号

五 地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）第六条第一項第二号イ

六 額面株式の株券の無効手続に伴い作成する株券に係る印紙税の非課税に関する省令（平成十三

年財務省令第五十六号）第一項第一号

七 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税

条約に基づく認定に関する省令（平成十六年財務省令第二十五号）第二条第二項第一号イ

八 法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十三号）附則第三条第一号

九 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号。以下この号において「令和二年改正規則」という。）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正規則第一条の規定による改正前の法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の三の三第一項第一号及び令和二年改正規則第二条の規定による改正前の地方法

人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）第二条第一項第一号

（関税法施行規則の一部改正）

第二条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第一条の十第一項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する」を削り、「同項に規定する」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。」（「に改める。」

第二条第一項第一号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部改正）

第三条 次に掲げる省令の規定中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

一　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年　令第一号）第一条の二第一項第一号

大蔵省
自治省

二　遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とア

メリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭

和四十四年大蔵省令第三十六号）第三条第一項第一号

三　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）第二十六条の二第一号

四　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成

二十八年　総務省　令第五号）第四条第一号
　　財務省

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。